

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 4 月 1 日

キヤノン株式会社

キヤノンメディカルシステムズ株式会社

2026年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都大田区下丸子三丁目30番2号
キャノン株式会社
代表取締役会長 CEO 御手洗 富士夫



栃木県大田原市下石上1385番地
キャノンメディカルシステムズ株式会社
代表取締役社長 堀 雄彦



キャノン株式会社（以下「承継会社」といいます。）およびキャノンメディカルシステムズ株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2025年12月24日付で締結した吸収分割契約（以下「本件分割契約」といいます。）に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、本件分割契約に定める分割会社の権利義務を承継会社が承継する吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法791条第1項第1号および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年4月1日

2. 吸収分割株式会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみであるため、会社法第784条の2の規定に基づく本件分割の差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

① 会社法第 785 条の規定による手続の経過

分割会社の株主はその特別支配会社である承継会社のみであるため、会社法第 785 条第 2 項第 2 号の規定により、同条第 1 項の株式買取請求を行うことができる株主は存在せず、該当事項はありません。

② 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

③ 会社法第 789 条の規定による手続の経過

本件分割における分割会社から承継会社への債務の承継は、重畳的債務引受の方法により行いましたので、分割会社は、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続を実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、承継会社の株主に同法第 796 条の 2 の規定による請求権は認められておらず、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

① 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、同法第 797 条 1 項但書の規定により承継会社の株主に買取請求権は認められておらず、該当事項はありません。

② 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および同条第 3 項の規定に従い、2026 年 2 月 25 日付の官報および電子公告において債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、分割会社から、本件分割契約の定めに従い、分割会社が営む事業のうち、日本国内の販売、修理および保守を除く全ての事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次の通りです。

資産：263,198 百万円

負債：105,319 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 4 月 3 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本件分割を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本件分割に反対する旨を通知した承継会社の株主（当該株主総会で議決権を行使することができるものに限る。）は 1 名であり、その通知に係る株式の数は合計 2,300 株でした。

以上

